

## 空き家バンク利用誓約書

私は、龍郷町空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）の利用にあたり、龍郷町空き家バンク制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解した上で申し込みます。

※下記事項に同意したうえでチェックボックスにチェックを入れてください。

### 【共通事項】

- 空き家バンク制度は、登録された物件について情報発信を行い、空き家利用希望申し込みがあれば、「登録者」に対し「利用者」をご紹介するまでの制度であることを理解し、空き家「登録者」と「利用者」の間で行う交渉・契約はお互いに誠意をもって臨みます。
- 交渉・契約に関する問題が起きた場合は、「登録者」と「利用者」との間で責任を持って解決します。
- 空き家バンクを利用することで得られた登録者及び利用者の情報については、決して他の目的で使用しません。
- 空き家「登録者」と「利用者」間での家賃・売買金等の金銭や、近隣トラブル等の問題が生じた場合は当事者同士で解決します。
- 防犯・緊急を要する場合等、必要に応じて関係団体等と情報の共有又は提供すること同意します。

### 【登録者（空き家所有者）】

- 既に登録した物件情報（特に価格や条件）と異なった内容での交渉や条件提示はいたしません。条件を変更する場合は、登録変更報告書を町に提出します。
- 登録者は、自身の財産を有効活用するという自覚を持ち、近隣への理解や、交渉・契約・利用者への見学等の対応について主体的に行います。
- 登録者は、物件近隣への挨拶、登記変更、物件の片付け、契約の方法、金銭の受け渡し方法等についての準備を進めます。
- 空き家バンクへの物件登録にあたり、登録者と登記上の所有者が一致していない場合は、別に賃貸や売買ができる権限を有している旨を記載した書面を提出します。
- 利用希望者申込書は、本人が記載した内容ですので、町が財務状況や人間性などを調査したものではないため、登録者が最終確認を行い判断します。
- 空き家バンク登録審査の為、登記・納税状況を確認することに同意します。

### 【利用者（空き家利用者）】

- 龍郷町の自然環境、災害リスク（地震・津波・土砂災害・その他災害）、生活文化、近隣関係等への理解を深め、地域との協調に努めます。
- 登録されている物件情報は、所有者の申請によるもので、実際の情報と異なる場合があります。見学時や交渉の際に必ず登録者に確認します。
- 物件購入時には、物件購入費用以外に租税、登記費用、その他諸経費が必要な場合がありますので、登録者と協議し決定します。
- 入居する際には近隣への挨拶を行うなど、近隣に配慮した誠意ある対応に努めます。登録者や近隣住民との、交渉、契約、トラブルに関しては、当事者同士で解決します。

上記のすべての内容について誓約したうえで、龍郷町長に空き家バンクの利用を申し込みます。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印